

平成22年(ネ)第1779号 損害賠償請求控訴事件

控訴人(一審原告) ████████ 外

被控訴人(一審被告) 株式会社読売新聞東京本社 外

証拠説明書(8)

平成22年7月12日

東京高等裁判所 第23民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 瀬戸 和宏

同 本間 紀子

同 佐藤 千弥

同 宮城 朗

外

書証番号	証拠の標目	原・写	作成日付	作成者
立 証 趣 旨				
甲G75	判決	抄本	H22.5.25	東京地方裁判所民事第37部 裁判長裁判官村上正敏他
平成電電株式会社の破産事件(東京地方裁判所平成18年(フ)第10350号)において原告らが不法行為を理由に破産債権の届出をしたところ、破産管財人から異議が出され、				

破産裁判所で0円との査定を受けたことに対して、査定異議訴訟を提起した事件の判決。

判決は、控訴人らの主張を全面的に認め、本訴での請求額（弁護士報酬を含む）と同額の届出額全額を不法行為に基づく損害賠償請求権として認めた（当事者目録は省略、破産債権目録中、本訴原告以外の氏名は伏せ字とした。破産債権目録の右端の数字は、原審における本訴原告番号）。

平成電電の責任原因については、平成電電には、出資の募集をするに当たり、出資判断において重要な事項を説明する義務があったにもかかわらず、平成15年1月期以降、会計監査人の意見が不表明であったし、会計監査人の指摘通りに修正すれば大幅な赤字を免れない業績でもあったにもかかわらず、監査意見不表明という事実を隠蔽し、さらに財務状況が黒字であるとの虚偽の説明をしたことをもって説明義務違反としている。

なお、本件出資の募集については、平成電電と設備社等とが共同で匿名組合員の募集を行い、原告らに本件各契約を締結させて出資をさせたこととしている。（なお、控訴人らは、この事実の立証のために乙Gあ第24号証を提出している。）

甲G76	弁護士法第23条の2に基づく照会に対する回答	原本	H19.6.28	独立行政法人国民生活センター
------	------------------------	----	----------	----------------

本件広告の内容について、多くの消費者がその信用性について疑問を抱き、各地の消費生活センターに問い合わせてきた事実。被控訴人らであれば、当然に広告内容の信用性について強い疑問を抱くべきであった事実。

相談事例として記載されている50件は、PIONEERに登録された相談のうち、「購入・契約先」に「平成電電匿名組合」「平成電電システム」「平成電電設備」の名称のいずれかが登録されているもので、2003年8月受付以降のものである。（したがって、単に、「平成電電」と登録されているものは除かれている。）なお、開示されている50件という数は、弁護士会照会に対して国民生活センターが開示する最大数であり、相談事例が50件しかないということではない。

甲G77	消費生活センター相談員のための証券取引の基本	原本	H17.2	東京都消費生活総合センター金融・保険グループ 相談員・ 相談員
------	------------------------	----	-------	--

東京弁護士会消費者問題対策委員会において、相談員相談員を講師に招いた際に、配付された資料（の抜粋）。東京都消費生活総合センターに、平成電電匿名組合契約に関する相談が寄せられていた事実。

相談者への助言部分では、①リスク程度が不明なまま投資判断をすることになる。②投資家を保護する手当がされていない。③投資者保護基金で補償される商品ではないこと。④通信設備の資金調達を、機関投資家からではなく、個人投資家から行うことが極めて稀であることなどが指摘されている。行政である東京都として、一般的に一企業の商品についての具体的な見解を述べる立場にはないことから、上記助言の意味するところは、危ないから投資を控えた方がよい、ということ、言外に示唆しているものと理解され、本件平成電電匿名組合契約について強い疑念を抱いていた事実。

甲G78	意見書	原本	H22.7.5	新保恵志
------	-----	----	---------	------

本件新聞広告に掲載された商品の仕組みと出資の危険性並びに危険性の認識可能性についての金融業界を経て東海大学教授となった新保恵志氏の意見。

本件平成電電匿名組合契約への仕組みがファイナンス・リースと理解され、控訴人ら

の出資は年8%とか年10%とかでの高利で貸し出しを行っていることを意味していること。本件出資が、リスクの塊であり、極めて高いリスクを伴う商品で有ること、その危険性を、新聞社であれば、認識すべきであったし、容易に認識できたこと。

甲G79	判例解説（消費者判例百選）	写し	H22	山田卓生
------	---------------	----	-----	------

不当広告と広告掲載新聞社の責任に関する山田卓生横浜国大名誉教授の意見。
 広告がいい加減なものかどうかについて、メディアにスクリーニング義務があること。
 メディアには広告について編集権があり、広告内容が不当と判断される場合は、修正を求め、修正に同意しない場合は広告の掲載拒否ができること。
 日本コーポ事件で問題になっているマンション販売会社の信用は予測を含むことから必ずしも簡単とは言えないが、利殖方法の誇大宣伝であれば、あやしいのではないかと調査確認することはある程度可能であること。
 日本コーポ事件判決が、広告の場を提供するメディアに対して、巨大な広告料収入に惑わされることがなく、また利用されて消費者に被害が及ばないように、注意することを警告するものであること。

甲G80	書籍（リース取引の実際 第4版）	第 原本	H21. 10. 15	森住祐治編著 （日本経済新聞出版社）
------	------------------	------	-------------	-----------------------

ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの違いについて。
 被控訴人らの主張や原審の事実認定は、両者の重大な違いを理解していないこと。

なお、原審で提出した甲G9-1~3の作成名義人は、「独立行政法人国民生活センター」ではなく、「金融庁」の誤りであるので、訂正する。